

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 15 号

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例

南九州市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（平成19年南九州市条例第74号）は廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。